



はちしん十ウ

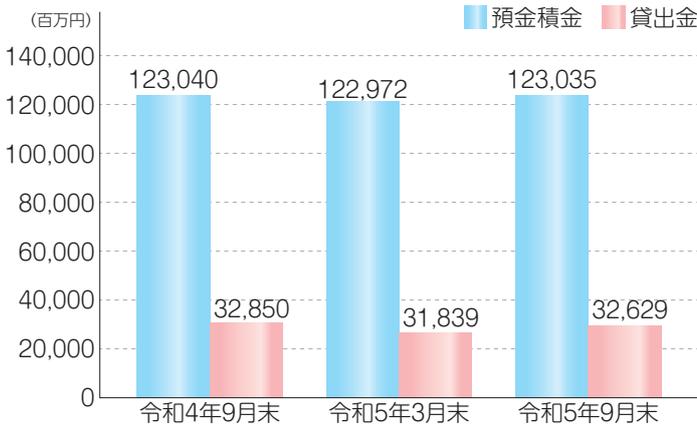
DISCLOSURE 2023

上半期ディスクロージャー誌
令和5年4月1日~令和5年9月30日

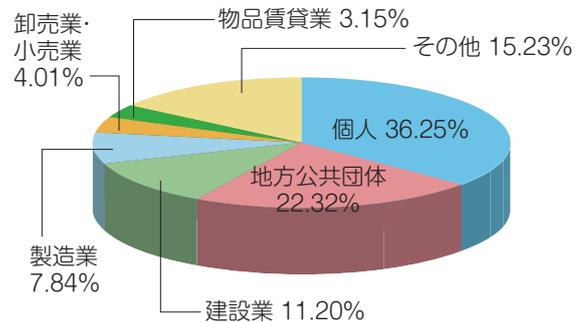


事業の概況

預金積金・貸出金の状況



貸出金業種別内訳 (地域への資金供給の状況)



貸出金残高 32,629百万円

収益の状況

(単位:百万円)

	令和3年 9月末	令和4年 9月末	令和5年 9月末
業 務 純 益	710	234	412
経 常 利 益	696	237	398
当 期 純 利 益	544	173	311
実 質 業 務 純 益	715	234	414
コ ア 業 務 純 益	△ 126	133	278
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	△ 126	133	275

Word

業務純益

金融機関の基本的な業務に係る利益を示すものであり、いわゆる本業による利益です。具体的には資金運用収支・役務取引等収支・その他の業務収支の合計から、業務遂行に必要とされる費用、つまり「経費(除く臨時費用)」を控除したものです。

経常利益

業務純益を含む業務内、業務外の通常発生する収益から、その収益を得るために発生する費用を差し引いたものです。

当期純利益

経常利益に突発的な収益や費用(特別利益・特別損失)を加減し、法人税等を控除したものです。

実質業務純益

業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

コア業務純益

実質業務純益から、国債等債券損益を除いたものです。

有価証券の時価情報

■売買目的有価証券 該当ありません

■子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 該当ありません

■満期保有目的の債券 該当ありません

■その他有価証券

(単位:百万円)

		令和5年3月末			令和5年9月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	115	114	0	—	—	—
	そ の 他	5,226	5,100	126	5,221	5,100	121
	小 計	5,341	5,214	126	5,221	5,100	121
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	515	528	△ 13	623	643	△ 20
	そ の 他	32,463	37,436	△ 4,972	38,968	46,119	△ 7,150
	小 計	32,978	37,965	△ 4,986	39,592	46,763	△ 7,170
合 計		38,319	43,180	△ 4,860	44,813	51,863	△ 7,049

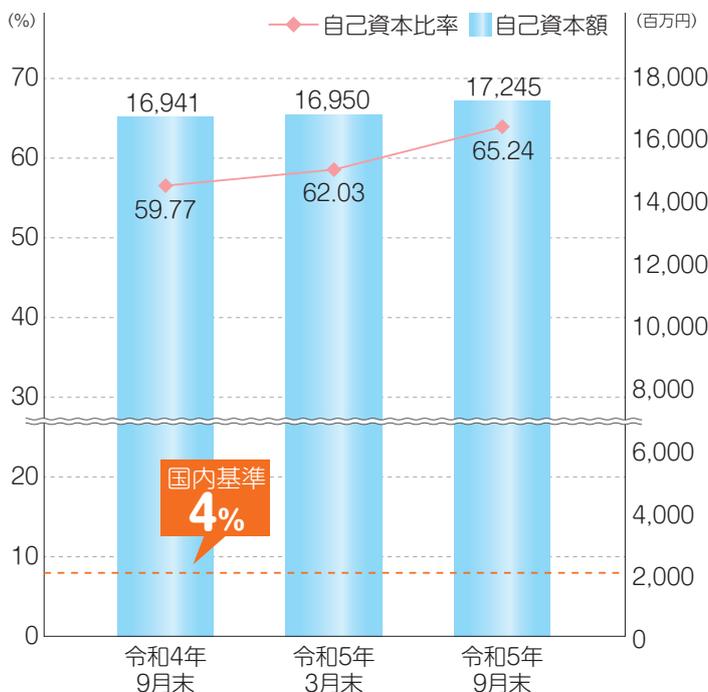
(注) 1. 「貸借対照表計上額」は、基準日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国債券および投資信託です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

健全性について

単体自己資本比率の状況

令和5年9月末の当金庫の自己資本比率は、前期末比3.21ポイント上昇の65.24%となり、**国内基準4%を大きく上回る水準**にあります。

自己資本は企業活動の基礎的な資金であり、外部負債に対する最終担保力となるものですから、自己資本比率が高いほど健全性が高いこととなります。



	令和5年3月末	令和5年9月末
コア資本に係る基礎項目の額 (A)	17,225	17,538
コア資本に係る調整項目の額 (B)	274	292
自己資本の額 (C) = (A) - (B)	16,950	17,245
リスク・アセット等の額の合計額 (D)	27,324	26,432
自己資本比率 (C) / (D)	62.03%	65.24%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況

(単位:百万円)

区分	令和5年3月末	令和5年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	45	59
危険債権	664	638
要管理債権	—	—
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
小計 (A)	710	697
保全額 (B)	497	488
個別貸倒引当金 (C)	126	126
一般貸倒引当金 (D)	—	—
担保・保証等 (E)	370	362
保全率 (B) / (A)	70.03%	70.04%
引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E))	37.27%	37.61%
正常債権 (F)	31,206	32,043
総与信残高 (G) = (A) + (F)	31,917	32,741
不良債権比率 (A) / (G)	2.23%	2.13%

Word

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

要管理債権

信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

- (注) 1. 「個別貸倒引当金 (C)」は、貸借対照表上の個別貸倒引当金のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
2. 「一般貸倒引当金 (D)」には、貸借対照表上の一般貸倒引当金のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
3. 「担保・保証等 (E)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
4. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

八幡信用金庫中期経営計画「創造、そして未来へ」(期間:令和5年度～令和7年度)

計画の概要 当地域・当金庫が抱える課題解決に向け、基本戦略を着実に遂行することにより、「コロナからの再生」を経て、「持続可能な地域経済社会」の実現に繋げていくこととしております。

「持続可能な地域経済社会」の実現



はちしんと地域社会

トピックス(令和5年4月～9月) & 「郡上地域活性化協議会」の取組み※

- 4月14日 二セ電話詐欺対策等の広報啓発活動に参加
- 4月22日、7月29日 「はちしん灌花塾 ～郡上の歴史の補遺を学ぶ～」開催
(第42回「ひるがの開拓のあゆみ」、第43回「八幡城再建の時代」)
- 5月10日 高校生地元就職支援「郡上未来塾」に講師派遣
- 5月17日、18日 「はちしん資産運用セミナー」開催
- 5月27日 はちしん野球部「第66回岐阜県信用金庫野球大会」出場
- 6月1日～15日 「信用金庫の日」取組み実施
- 6月16日 第85回通常総代会開催
- 6月26日 令和5年度 年金受給者「観劇会」実施(「御園座六月公演」)
- 7月1日 「文化講演会」開催「「目標達成への道のり」～どんな状況でも諦めず、最善を尽くすこと～」
- 8月8日 「はちしん特別感謝デー」実施
- 8月19日 郡上おどり「団体おどりコンクール」準優勝
- 9月2日 はちしん卓球部「第62回岐阜県信用金庫卓球大会」出場
- 9月3日 はちしん剣道部「第47回岐阜県実業団剣道大会」出場

※緑字が「郡上地域活性化協議会」の取組み



文化講演会



実業団剣道大会



はちしん灌花塾



はちしん特別感謝デー



団体おどりコンクール



資産運用セミナー

「お客様の声」をお聞かせください

当金庫では、より幅広くお客様の声をお聴きできるよう相談・苦情等窓口におけるツールとして「フリーアクセス」の設置および「お客様の声」カードの配布を行っております。また、当金庫ホームページにも「お客様の声」欄を設けて、お客様から気楽に相談やお問い合わせのできる態勢といたしております。

フリーアクセス

お問い合わせ窓口 お客様相談室
フリーアクセス番号 0120-939-853(岐阜県内からの発信)
受付時間 午前9時～午後5時30分(土日祝日を除く)

「お客様の声」カード

カードは、各営業店ロビーおよびATMコーナー等に設置しておりますので、郵送または直接窓口へお渡しください。

ひとりの みんなの あしたの



〒501-4298 岐阜県郡上市八幡町新町961番地
TEL(0575)65-3122 <https://www.shinkin.co.jp/hachiman>

- 本店営業部 (0575) 65-3121
- 高鷲支店 (0575) 72-5133
- 大和支店 (0575) 88-3111
- 白鳥支店 (0575) 82-2536
- 和良支店 (0575) 77-2226
- 美並支店 (0575) 79-3450
- 荏白川支店 (05769) 5-2336
- 金山支店 (0576) 32-2779
- 小野支店 (0575) 65-2988

